

評価項目・得点	評価の理由
<p>実績 23/50点</p>	<p>公益法人法は明治29年の民法典制定以来、一度も改正されなかった法律である。100年を経て、2006年に新公益法人制度が制定、2008年12月より施行された。同制度の目的は、新たな公の促進と、行革の一貫という側面の2つがある。小泉内閣は行革目的を重視しながらも、新たな公の担い手への期待を明言していたが、安倍内閣以降、行革の対象としてより重視するようになってきている。補助金依存型公益法人、政府資金の分配を行う第三者分配型公益法人は2006年に必要な措置が講じられ、また行政支出総点検会議の指示により、2009年度の公益法人向け支出（政府予算）は4割削減された。年収2千万円以上の天下り役員を有する団体は年々減少している。ただし、都道府県所管の公益法人については同種の処分は容易に進んでいない。他方、新公益法人制度は民間による公促進を謳っているが、認定法人数は低迷している。また、実際に認定された団体29法人の中には、補助金依存型、行政委託型の公益法人は少なくない。</p>
<p>実行過程 10/20点</p>	<p>小泉内閣のもとで2006年に行政改革推進法案が策定され、安倍内閣のもとで、2007年「行政改革の実施状況（「行政改革推進法」、「行政改革の重要方針」及び「今後の行政改革の方針」のフォローアップ）」が公表されている。福田内閣のもとでは2008年3月、同様のフォローアップに加え「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与等に係る見直しについて」公表されている。麻生内閣下、2009年3月に「行政改革の重要方針」及び「今後の行政改革の方針」のフォローアップ）公表されている。したがって、行政改革の一環として行われている公益法人の整理については、工程管理とチェック・メカニズムが機能しているといえよう。他方、新制度の運営について、政省令、ガイドライン、チェックポイントなどが作られたが、その開示が進むにつれ、認定基準や手続きの内容が複雑化し、わかりにくくなっている。また、国と都道府県の間でも両者の間で意見の不一致もみられる。認定数、申請数の低迷の理由は、このような制度の複雑さ、わかりにくさが影響しているものと思われる。</p>
<p>説明責任 10/30点</p>	<p>中央政府と密接な関係にある公益法人とその整理状況については、一定の開示が進んでいるが、地方自治体所管の公益法人については不透明なところを残している。また、前述のように本制度には2つの目的があるが、福田、麻生内閣においては、行政改革の対象としての色彩が濃く、公の担い手としての視点は示されていない。新制度を活用し、新たな「公」の担い手としてやっていこうとする公益法人にとってみれば、政策的な期待がみえなくなっているといえる。</p>